

【令和5年度実施】

令和6年4月採用 社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会  
職員(主任介護支援専門員)採用試験 募集要項

瀬戸市社会福祉協議会が求める人材

- 本会の使命と役割を理解し責任感をもって職務に精励できる方
- 福祉にかかわる多様な人々と積極的にコミュニケーションをとり、顔の見える関係を築き、協力して目標に向けて努力することができる方
- 広い視野から主体的に考え、創造性をもって「自ら考え行動する」「失敗を恐れずチャレンジする」「柔軟に物事を捉える」ことができる方

1 募集職種及び予定人員

募 集 職 種	予 定 人 員
事務職員(主任介護支援専門員)	若干名

2 受験資格

受験資格(全て満たすこと)
①昭和39年4月2日以降に生まれた方(令和6年4月1日時点で60歳までの方)
②令和7年3月31日時点で主任介護支援専門員研修修了証明書を有し、主任介護支援専門員の資格が有効である方
③普通自動車運転免許取得者又は令和6年4月1日までに取得見込みの方(AT限定可)

(注) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 本会において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 受験資格の有無、提出書類の記載事項に不正があったときは、合格を取り消す場合があります。

※ 運転免許証が採用日前日までに取得できなかったときは、内定を取り消します。

※ 採用の日から6月間を試用期間とします。また、試用期間を1年に至るまで延長する場合があります。

※ 主任介護支援専門員の資格が令和7年3月31日までに取得できなかったときは、本採用を取り消す場合があります。

3 試験日程等

日 程	内 容
令和5年12月1日(金)提出期限	一次試験:書類選考
令和5年12月19日(火)	二次試験:一般教養試験、適性検査、小論文
令和6年1月18日(木)	最終試験:個人面接

※ 一次試験は職員採用試験申込書の内容について採点し、合格者を決定します。

※ 二次試験、最終試験の日時等の詳細は一次試験及び二次試験終了後に通知します。

4 受験手続

受付期間	令和5年11月1日(水)から12月1日(金)まで (土・日曜日、祝日を除く) 受付時間は午前9時から午後5時まで
申込先	瀬戸市川端町1丁目31番地 瀬戸市福祉保健センター(やすらぎ会館) 1階 社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会 事務局 (電話 0561-84-2011)
提出書類	(1) 社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会 職員採用試験申込書(本人の写真を貼付) (2) 主任介護支援専門員研修修了証明書(写) ※主任介護支援専門員研修修了証明書を取得見込みの場合は、介護支援専門員証(写)、その他要相談 (3) 普通自動車運転免許証(写) (取得していない場合は採用日前日までに提出) ※ (1)、(2)、(3)とも提出書類は各1部
申込手続	上記の提出書類を揃えて瀬戸市社会福祉協議会 事務局に郵送(令和5年12月1日(金)必着)又は持参してください。 ※ 受付した応募書類は、一切返却しません。

## 5 採用年月日及び採用後の待遇

採用年月日等	令和6年4月1日 採用の日から6月間を試用期間とします。また、試用期間を1年に至るまで延長する場合があります。				
勤務場所	瀬戸市福祉保健センター(やすらぎ会館) 瀬戸市川端町1丁目31番地				
勤務時間	原則として月曜日から金曜日までの週5日間(配属先により変則勤務あり) 午前8時30分から午後5時15分まで(休憩60分)				
給与等	(1) 当会の基準により支給(参考の給与(地域手当を含む)は下表となります。)				
	最終学歴 前歴	大学院	大学	短期大学等	高等学校
	新卒	1級37号給 216,452円	1級29号給 203,202円	1級19号給 182,956円	1級9号給 168,434円
	実務経験5年	2級21号給 246,132円	2級13号給 232,352円	1級35号給 213,484円	1級25号給 196,312円
	実務経験10年	2級37号給 265,954円	2級29号給 257,686円	2級19号給 243,164円	2級9号給 225,144円
	※ 令和5年10月1日時点 ※ 給与制度の見直し、実務経験の前歴換算等により支給額が変わります。				
	(2) 扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当等 (支給要件に応じて支給)				
	(3) 期末手当及び勤勉手当 年2回(6月、12月)				
	(4) 社会人経験のある方は前歴換算する場合があります。				
休日等	(1) 土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日(配属先により変則勤務あり) (2) 年次有給休暇 規定に準じて付与 (3) 特別休暇、服喪休暇、介護休暇、育児休業など				
社会保険等	社会保険、雇用保険、労働者災害保険				
その他	定年は60歳とする。ただし、65歳までの継続雇用制度あり。				

## 6 その他

申込書は、窓口の他、ホームページからも入手できます。(http://www.seto-shakyo.or.jp)  
その場合、お手数ですがA4用紙に画面印刷をしてご使用ください。

## 7 問い合わせ先

社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会 総務グループ (受付時間中に限ります)  
電話0561-84-2011 FAX0561-85-2275